



建設連合旭川地方建設組合 建設国保からのお知らせ

健康保険料が変更になります

皆様にはすでにご案内をご郵送しておりますが、「子ども・子育て支援金制度」が令和8年4月から国の制度改正により創設されます。

このことにより、従来の医療給付費分保険料、後期高齢者支援金分保険料、介護納付金分保険料に加えて、新たに「子ども・子育て支援納付金分保険料」をご負担いただくこととなります。

変更点

組合員と1～65歳の家族 ➡ 医療給付費分 200円減額

組合員と19歳以上の家族 ➡ 子ども・子育て支援納付分（新規）400円増額

令和8年度健康保険料金表

*組合員の金額には組合費3,000円含む

組合員	金額		家族	金額	
19歳以下	11,200円	▲	0歳	無料	
20～24歳	13,200円	▲	1～18歳	5,200円	▽
25～29歳	16,200円	▲	19～64歳	6,600円	▲
30～39歳	20,200円	▲	65歳	7,600円	▲
40～49歳	23,200円	▲	介護保険料（変更なし）		
50～64歳	25,900円	▲	40～64歳	3,700円	
65歳以上	26,100円	▲			

*75歳以上のすべての方は後期高齢者医療制度に移行することとされています。

*介護保険料は40歳になる誕生日前日の属する月から徴収になり、65歳になる誕生日の属する月からは年金から天引きされます。

納入について

◎健康保険料は前納制となっております。毎月10日までに翌月の健康保険料を納入いただきます。

<口座振替をご利用ください>

旭川信用金庫・北海道銀行・ゆうちょ銀行からの引き落としができます。

ご希望の方は「口座番号・口座名義のわかるもの、お届印」をお持ちの上、建設連合窓口までお越しください。手続きいただきました翌々月から開始となります。

口座振替は、毎月10日が引き落とし日となります。

**健康保険料の金額が変わるのは4月分（3月10日納期分）からとなります。
引き落としされている方はお間違えのない様ご確認ください。**

適用除外制度について

適用除外制度とは・・・

従来、法人事業所及び従業員が5人以上の個人事業所の従業員は「健康保険（協会けんぽ）＋厚生年金」に加入しなければならないため、建設連合国保は脱退しなければなりません。しかし、所定の手続きを行うことで、

「建設連合国保＋厚生年金」

このまま建設連合国保を継続して加入することができる国の制度です。



事業所の法人化を検討している！
従業員を5人以上雇う予定がある方！

必ず事前に建設国保まで
ご相談ください

協会けんぽの手続き後は適用除外制度は受けられません。また、法人化してから手続きまでの期間が長いと承認を受けられない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

加入資格について

これまで組合員として加入が認められなかった以下の該当者について、令和8年2月1日より「客観的な証拠書類により、確認が取れた場合」は加入を認める事となりました。

- 解散登記は済んでいるが、清算はしていない状態の法人に登記されている役員
- 休眠（休業）の状態の法人事業所に登記されている役員
- 法人事業所の登記簿に登記されているものの、報酬や勤務状態から本来的に健保適用者とはならない非常勤役員等

該当の場合「客観的な書類」を提出の上、加入又は継続することができます。
客観的な書類についてはお問い合わせください。

お持ちの健康保険証をご確認ください

令和7年12月からはマイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用登録されている方としていない方で発行されているものが違います。

マイナ保険証
利用登録

- していない－資格確認書 ... 交付日 令和7年12月1日
有効期限 令和9年7月31日
- している－資格情報のお知らせ *有効期限はございませんので大切に保管してください

令和7年11月30日で藤色の健康保険証は切れる為、12月1日よりお使いいただく「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」が交付され令和7年11月1日～令和7年11月28日までにお受取りのご案内をしております。

マイナ保険証をお持ちでない方で「資格確認書」をお受取りされていない方は至急、印鑑をお持ちの上窓口までお越しください。

マイナ保険証をお持ちの方で「資格情報のお知らせ」をお受取りされていない方はこちらの案内と同封しておりますのでご確認ください。

また、家族の中で「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」が混在する場合は窓口でのお受取りとなります。

補助金制度をご利用ください

人間ドック補助金・・・年度内に1回費用に応じて1円～30,000円の補助

インフルエンザ予防接種補助金・・・接種回数に関わらず年度内一人上限6,000円までの実費補助

歯科健診補助金・・・毎年度5月1日現在で被保険者資格を有する希望者

契約保養施設利用補助金・・・宿泊実費のうち1泊4,000円、年度2泊までの補助



本部QRコード

本部ホームページで保養施設の閲覧ができます。

○保養施設補助金申請書は、宿泊施設・期日・宿泊者の確認をいただき窓口でお渡し致します。窓口までお越しいただけない地域の方はご相談ください。

健康診断を受けましょう～1年に一回は健診を～

対象は16歳以上

建設国保では補助金制度を利用し健康診断を受診することができます

< 契約病院 >

- ・ 吉田病院
- ・ はらだ内科内視鏡健診クリニック
- ・ 一条通病院健康管理室
- ・ 東旭川病院
- ・ 豊岡中央病院
- ・ フクダクリニック

おすすめ!

契約病院では項目の多い健康診断を受けることができます!

受診方法は同封しております「平日院内健診のご案内」をご覧ください。休日健診を希望の方は4月、6月、11月、2月に集団健診を行います。日程が決まりましたらご案内しております。

契約病院以外で受けた場合でも補助が受けられますが申請が必要になります。

特定健診受診率についてご存じですか?

特定健診は、40歳から74歳までの医療保険加入者を対象に生活習慣病の早期発見と予防を目的とした健康診断です。建設国保では国が示した全国標準を参考にして、令和8年度は52%を目標としております。受診率が高いと国からの交付金が増える可能性があり、保険財政の安定化が図れます。

★**健診登録シート
提出ご協力ください**

では、どのように受診率を上げるのか?特定健診を受ける!のはもちろんですが、その結果を報告する事が重要になります。

建設国保の健診や補助金申請された方は受診機関や健診登録シートで健診結果を報告しておりますが、元請先や勤務先で受診した場合でも健診登録シートを提出いただく事で受診率向上につながりますので是非ご協力ください。

ヘルスケアポイント「Pep Up」にご登録ください

< 組合員と40歳以上のご家族が対象となります >

建設連合国保からお知らせした「本人コード」と生年月日を入力すれば登録完了です。

「本人コード」は建設連合国保からお送りした圧着ハガキに記載されています。

圧着ハガキを紛失された方はご連絡下さい。

0120-76-1703 (本部)

アプリでのご利用がおすすめです



iPhoneの方



Androidの方

＼ ポイントを貯めよう /

- ・ 登録するだけで500ポイント獲得
- ・ 優良世帯には5000ポイント贈呈

健診の受診をはじめとした健康づくりの取組をすることで、ポイントがたまります。

家族・お仕事の状況等 変更がありましたら必ず届出してください

＜家族が増えた＞

- 組合員の世帯に転入（結婚等）
- 子供が生まれた
- 家族が他の保険を辞めた

＜家族が減った＞

- 他の健康保険に入った
- 死亡した
- 家族が組合員の世帯から抜けた

＜お仕事の状況の変更＞

- 事業所が法人になった
- 勤め先が変わった
- 一人親方から従業員を雇う事業主になった
- 従業員から一人親方又は事業主になった

＜その他申請＞

- 住所が変わった
- 家族が修学の為住民票を移した
- 高齢受給者証を紛失
- 資格確認書、情報のお知らせを紛失
- マイナンバーカードを紛失
(マイナ保険証として登録していた場合)



手続きにはご用意いただくものがございます。ホームページ、建設連合国保ガイドブックをご覧ください。か旭川支部又は滝川事務所までご連絡下さい。

メルマガ登録しませんか

メルマガ登録されている方へ耳寄りな情報を発信しております。登録はいつでも可能です。ぜひ登録をお願いします。



こちらのQRコード
からご登録ください

お仲間をご紹介ください

- 1 右のQRコードを
読み取る
☆メール作成フォーム
になります



- 2 メール作成後、送信する
☆建設連合にメールが届きます
確認後、ご連絡いたします

info@a-kensetsurengou.com

＜建設連合国民健康保険組合＞

●旭川事務所

旭川市大町2条10丁目173番地の82 KRビル1F

☎ 0166-52-2845



0166-53-7162

●滝川事務所

滝川市大町1丁目4番13号 共栄ビル2F

☎ 0125-23-5845



0125-23-5921